

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

本町では、「環境基本法」及び国の「環境基本計画」の趣旨を踏まえ、「大井町環境基本条例」に定められた環境の保全及び創造についての基本理念の実現に向けて、平成 15（2003）年 3 月に「大井町環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。その後、平成 25（2013）年 3 月に計画期間の終了に伴う改定を行い、新たに同年 4 月から令和 5（2023）年 3 月までを計画期間として、町民・事業者・町が、それぞれの立場から様々な環境保全の取り組みを進めてきました。

そして、平成 25（2013）年の本計画の改定からさらに 10 年が経過し、その間には国内外においても法律の制定をはじめとする様々な社会情勢の動きがみられます。特に、近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。その地球環境への危機意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和 2（2020）年に政府による「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素化）宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本町においても令和 4（2022）年 3 月に大井町長と議会議長の連名で「大井町気候非常事態宣言」を行い、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明したことから、町民・事業者・町も一丸となって、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

このような社会情勢のなか、「大井町環境基本条例」に示される基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向を、改めて定めるために本計画の改定を行うものです。

【大井町環境基本条例】 第3条（基本理念）

- 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との共生を目的として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

2. 計画の位置付け

本計画は、「大井町環境基本条例」第3条に定められた環境の保全及び創造についての基本理念の実現に向け、同条例第9条に基づき策定するものです。また、同時に「大井町環境美化条例」に規定された事項にも基づきます。

本計画においては、本町の良い環境を次世代に引き継ぐための取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、長期的な視野に立った目標を掲げ、本町で生活や活動を行う町・町民・事業者等が、それぞれの役割を果たし、環境保全のための行動を進める際の基本的な方向及び方策を示すものであります。

なお、本計画は「大井町第6次総合計画」を上位計画とし、環境分野における個別計画として位置付けるとともに、策定に際しては「おおい都市計画マスタープラン」をはじめとする分野別の関連計画との調整を図るものとします。

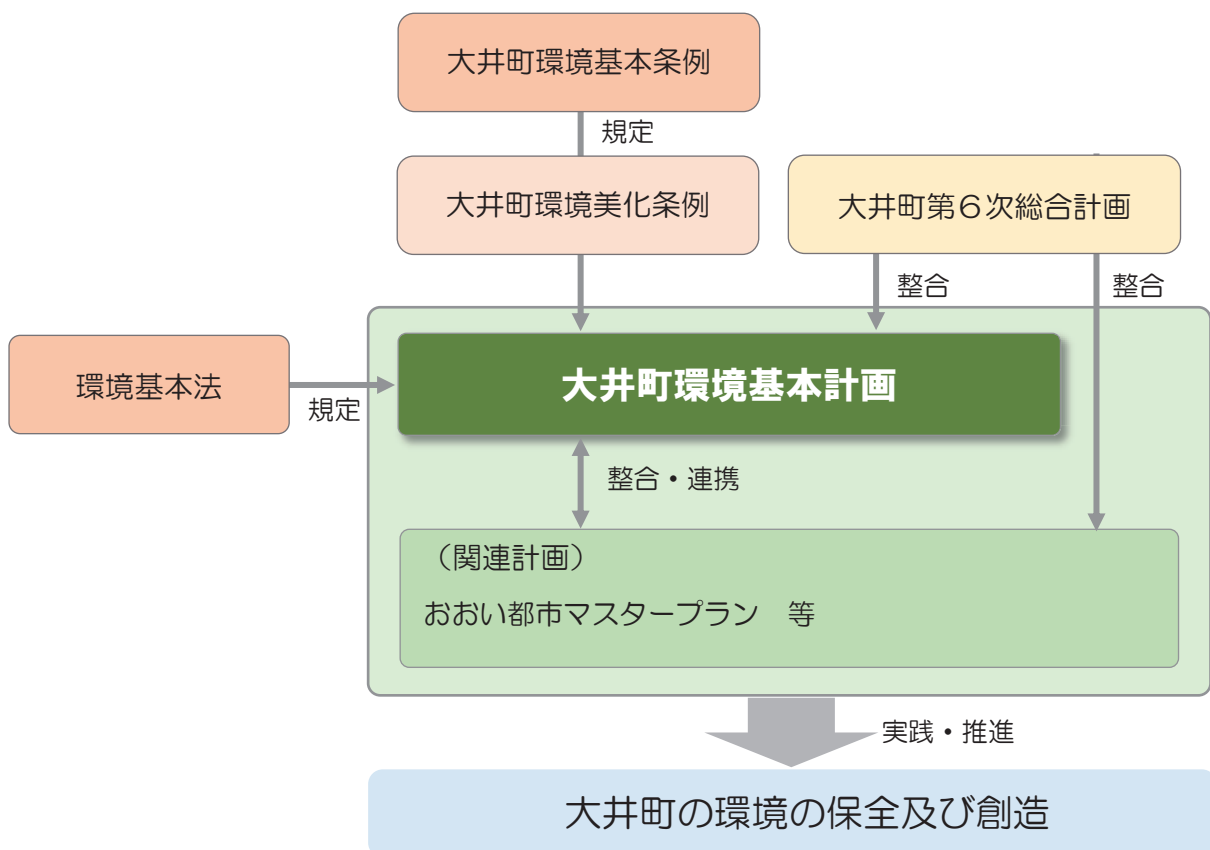
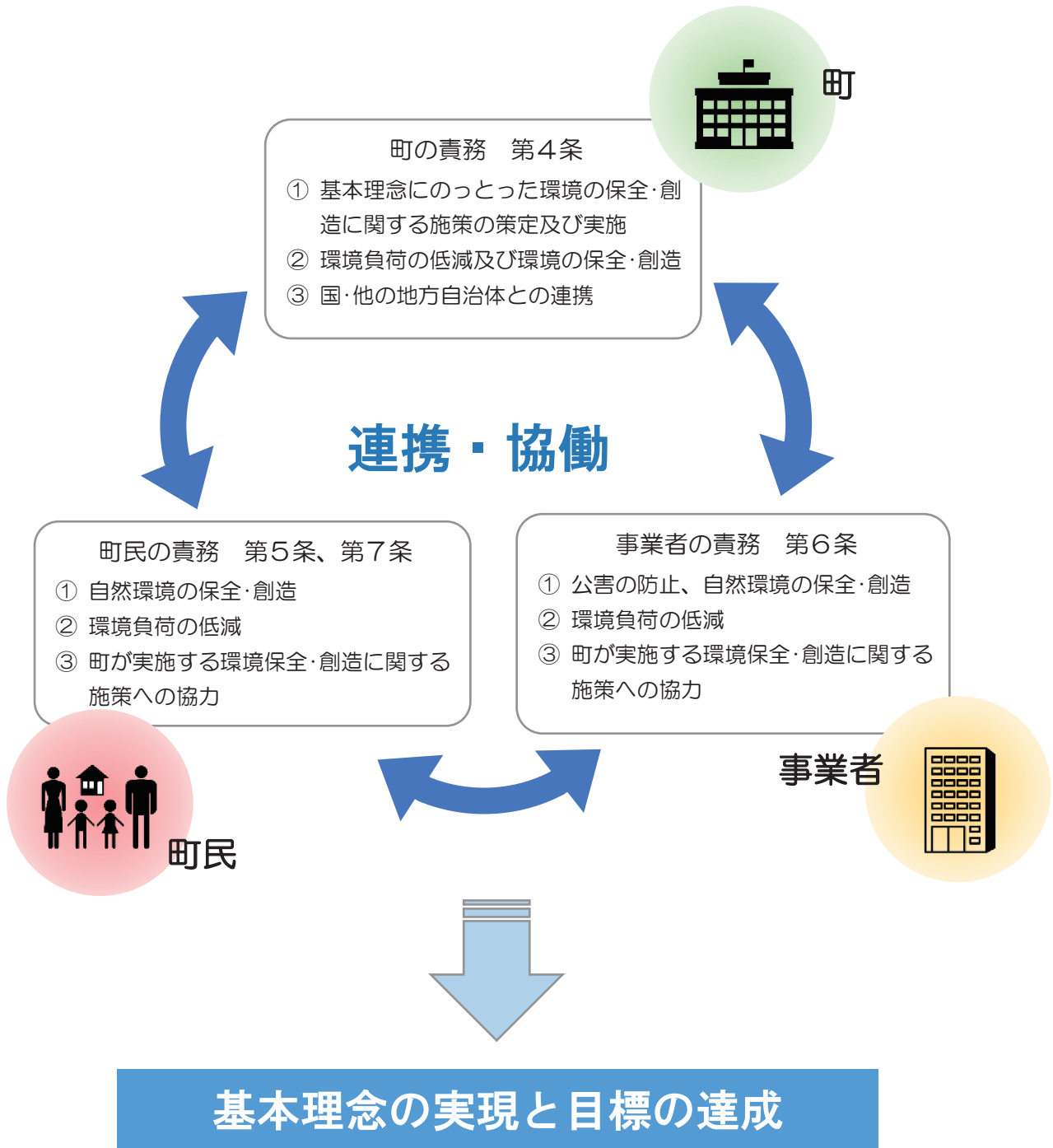


図 計画の位置付け

3. 計画の主体

本計画の実効性を高めるには、「町」、「町民」、「事業者」の各主体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働が必要不可欠となります。また、「大井町環境基本条例」第4条から第7条においても、「町」、「町民」、「事業者」の環境保全に対する責務について明らかにしており、その3者による連携・協働のもとに、基本理念の実現と目標の達成をめざすものとします。



4. 計画の対象

私たちは、地球上に生存する生物の一員として、本町における丘陵地や酒匂川などの緑と水に代表される豊かな自然の恵みを楽しむ一方、大量消費、大量廃棄による様々な影響を与えながら、社会経済活動を発展させてきました。その結果、地球温暖化をはじめとする様々な問題が顕在化し、町民の生命・財産・生活に直接影響を及ぼす状況となってきています。

そのため、今日の環境問題に対して真摯に向き合いつつ、われわれ一人ひとりの行動に伴う環境への負荷を低減し、身近な環境から地球規模の環境に至るまで配慮した行動を実践し、健全で恵み豊かな環境を未来へ継承していくことが求められています。

本計画では、現在及び将来の町民が健康で快適な環境を確保していくために、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「環境教育・活動」の4つの環境の側面を対象とし、それぞれの環境要素との関わりを示しています。

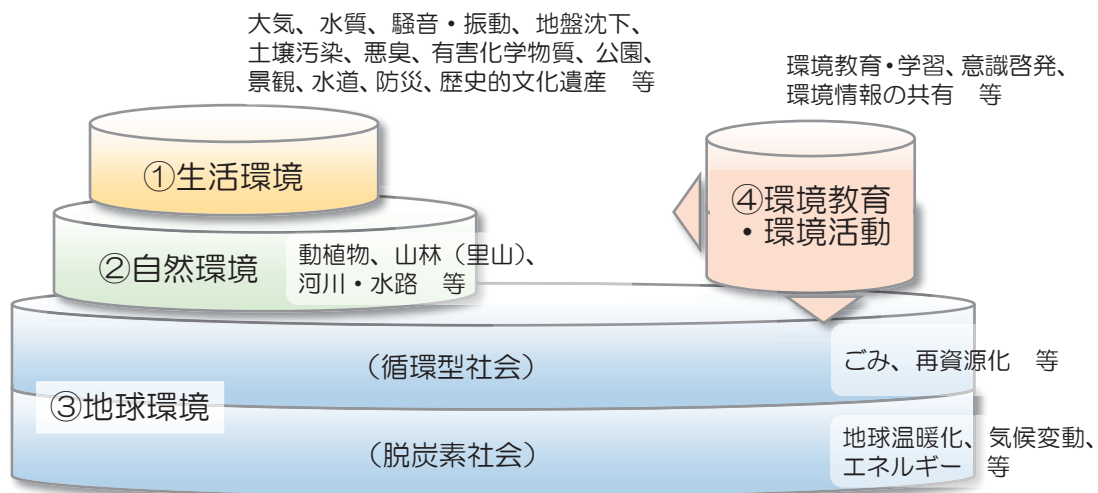


図 計画の対象とする環境要素

5. 計画の期間

本計画の対象期間は令和5（2023）年4月から令和15（2033）年3月までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを勘案し、必要に応じた見直しを行うものとします。

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032

社会・経済状況や国・県の動向を踏まえ必要に応じて見直し